



令和5年9月12日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢  
(コード2388 東証グロース市場)  
問合せ先 開示担当 小竹 康博  
(TEL 03-6225-2161)

### (開示事項の経過) Group Lease Holdings に対する会社清算の申立てについて

当社グループの持分法適用関連会社である Group Lease PCL (以下 GL) は、同社の完全子会社である Group Lease Holdings Pte. Ltd (以下 GLH) に対して提起されていまして会社清算の申立て (2023年5月11日適時開示「Group Lease Holdings Pte. Ltd. に対する会社清算の申立てについて」参照) に関して、2023年9月12日その後の経過についてタイ証券取引所に開示いたしましたのでお知らせします。

2023年9月6日シンガポール高等裁判所はProvisional Liquidator (\*訳註: 暫定的に選任される資産保全人) (以下「PL」) を選任することを決定しております。この決定によりGLHおよびGLHの子会社の取締役が変更になることはありませんが、GLHは決定を不服として控訴する予定としております。

#### ※GLH の概要

①名称	Group Lease Holdings PTE. LTD.
②所在地	80 Raffles Place #32-01, UOB Plaza, Singapore (048624)
③代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 石神 理貴
④事業内容	ファイナンスアドバイスや投資管理業務
⑤資本金	214,447,594シンガポールドル (日本円で約211億77百万円)
⑥設立年月日	2012年2月10日
⑦大株主および持株比率 (2022年12月31日現在)	Group Lease PCL. (100%)
⑧上場会社と当該会社との関係	
資本関係	当社100%連結子会社であるEngine Holdings Asia Pte. Ltd. を通じて Group Lease PCLに33.8%出資し、Group Lease PCLがGroup Lease Holdings PTE. LTD. に100%出資しております。

人的関係	当社代表取締役社長の此下竜矢および当社取締役の田代宗雄が当該会社の取締役を兼務しております。		
取引関係	記載すべき事項はありません。		
⑨最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円）			
決算期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
純資産	11,208,862	89,097	△6,866,801
総資産	25,664,535	17,697,019	15,273,286
1株当たり純資産（円）	52.27	0.00	△0.03
売上高	228,449	143,920	160,807
税引前当期純利益	△1,097,941	△2,015,920	△6,997,780
当期純利益	△1,187,922	△2,015,920	△6,997,750
1株当たり当期純利益（円）	△5.54	△0.01	△0.03
1株当たり配当金（円）	—	—	—

詳しくは下記にGLの開示内容を日本語に翻訳してお知らせいたします。

(原文URL：<https://weblink.set.or.th/dat/news/202309/0799NWS120920231325180990E.pdf>)

(以下GLの開示内容の日本語訳となります)

参照：GL 18/2023

2023年9月12日

件名：Group Lease Holdings Pte. Ltd に対する暫定的に選任される資産保全人の選任に関して

宛先：タイ証券取引所 社長

参考：2023年5月11日付タイ証券取引所社長宛書簡 GL 10/2023 号 (Group Lease Holdings Pte. Ltd. に対する清算申立について)

Group Lease Public Company Limited (以下「当社」とします) の完全子会社である Group Lease Holdings Pte. Ltd (以下「GLH」) に対しシンガポール高等裁判所が、2021年8月1日を返済期限とする130,000,000米ドルの転換社債型新株予約権付社債である第2回投資契約について、J Trust Asia Pte. Ltd. (以下「JTA」) に124,474,854米ドル(遅延利息及び経費を除く)の損害賠償を支払うことを命じた判決(以下「判決」とします)が下された件についてお知らせいたします。当社は2021年7月30日に第2回投資契約を解除しておりました。GLHは高等裁判所の判決を不服として控訴裁判所に控訴し、現在も訴訟は継続しております。(※訳註：株式会社ウェッジホールディングス2021年8月17日付適時開示「シンガポールにおけるJ Trust Asia Pte. Ltd. によるGroup Lease Holdings Pte. Ltd に対する損害賠償請求及び、暫定的資産凍結命令申立の提起について」参照)

2023年9月6日、シンガポール高等裁判所一般部門(以下「裁判所」)は、清算命令が出るまで、または裁判所からの追加命令が出るまで、GLHの暫定的に選任される資産保全人(以下「PL」)を任命しました。PLが遂行すべき職務は以下のとおりです：

- i. GLHのすべての会計帳簿、一般記録、GLHが所有するすべての不動産および動産を保全すること。
- ii. GLHの資産(GLHの帳簿、一般記録、GLHが所有する不動産、動産を含む)を保全するために必要なすべての手段を講じること。

iii. GLH が行った過去の取引を見直し、必要に応じて調査すること。

ただし、PL は、裁判所の許可を得ることなく、子会社の取締役を変更してはなりません。  
また GLH の取締役は、GLH が JTA に対して提訴した控訴審を指揮することができます。  
GLH はこの PL の選任を不服として控訴する予定です。

またシンガポール裁判所は、以下のように命じております。

- i. PL はシンガポール裁判所の許可を得ることなく子会社の取締役を変更してはならない
- ii. JTA は、当事者の合意に基づいて、損害が発生した際には補償を行うことを確約しなければならない。もし当事者が合意に至らない場合はシンガポール裁判所に申し出ることができる
- iii. GLH の取締役は、引き続き JTA に対する GLH の控訴審を指揮することができる
- iv. また JTA は、GLH が資産を有する可能性のある司法管轄区において、PL が当該司法管轄区で承認されるまでの間、保全的救済を求め、または維持する目的で、GLH に対する訴訟の開始および／または継続（判決の承認申請を含む）を許可される

従って、PL が GLH に選任されても GLH の子会社等は現取締役のもと、通常通り事業を継続いたします。

GLH は現在、GLH に対する PL の選任を不服として上訴することを検討しております。また、当社と JTA は、JTA の法的措置により当社が JTA に対して損害賠償を求めるなど、第 2 次投資契約に関してタイで係争中です。

今後より詳しい情報が確認された際には改めてお知らせいたします。謹んでご報告申し上げます。

此下 竜矢

Deputy Chief Executive Officer